

初版 平成24年12月28日
第2版 平成26年 3月25日

深谷市における施設照明のLED化に関する指針

1 目的

この指針は、公共施設におけるLED等照明の普及のための施策に関する基本事項を定め、LED等照明の普及を図ることにより電力消費量の軽減及び温室効果ガスの排出量の削減に努め、もって地球温暖化対策を推進することを目的とする。

2 定義

この指針で用いる用語は以下のとおりとする。

LED：発光ダイオードを用いた照明

CCFL：冷陰極管を用いた蛍光灯

LED等：LED、CCFL並びにこれらと同等以上の省消費電力性能を有する照明

3 基本方針

市は、公共施設における照明設備に、率先してLED等照明を導入するものとする。なお、導入にあたっては、施設の用途や維持管理計画、費用対効果、温室効果ガスの排出抑制効果等を十分検討したうえで、可能な限り照明のLED等への転換を図るものとする。

(1) 優先的に導入を推進すべきと判断される施設への導入方針

① 新築、建て替えを予定する施設

…原則として、すべての照明をLED等照明とする。ただし、LED等照明導入により支障の生じる場合は、この限りでない。

② 既存施設の改修、修繕、更新を予定する施設

…安定器又は器具の交換が必要な場合(天井改修を伴う場合等)は、原則としてLED等照明に更新する。

③ その他の施設

…LED等照明の導入効果が大きいと考えられる等の施設については、可能な限りLED等照明を導入する。

- (2) 検討の結果、現時点で導入が困難と判断される施設への導入方針
- ① 老朽化が激しい施設や、統廃合等の事情により導入が難しい施設
…建て替え決定後、設計時点で、(1) ①のとおり導入を検討する。
なお、通常使用に際して照明負荷軽減に努めるものとする。
 - ② 建物が比較的新しく、現時点で導入の効果がないと判断される施設
…建物改修時又は灯具の交換等の機会に、(1) ②のとおり導入を検討する。なお、通常使用に際して照明負荷軽減に努めるものとする。

4 導入検討についての留意事項

- ① 労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号）、学校環境衛生基準（平成21年3月31日文科科学省告示第60号）等に規定する照度等の衛生基準を遵守するよう努めるものとする。
- ② 多灯分散・調光装置・自然採光など、LED等照明の導入に合わせて検討し、導入費用や照明負荷を抑制するよう努めるものとする。
- ③ 全館的なLED等照明の導入が困難と判断される場合は、点灯時間が長いなど、消費電力量のより大きな照明設備や点消灯頻度の多い設備を優先して設置を検討するものとする。
- ④ 費用対効果を考察する期間は、基本的に10年間とし、施設状況に応じて、適切な年数及び購入・リース等の導入方法を検討するものとする。
- ⑤ 複数業者から見積書、提案書の提出を受けよう努めるものとする。
- ⑥ 建築基準法等の法的規制についても留意し、計画の際には、適宜、建築法令担当部局と事前に協議するものとする。
- ⑦ その他、各施設特性等の事項を考慮したうえで、総合的に判断するものとする。

5 推進体制

環境課は、LED等照明を導入した施設に関する情報を収集し、施設管理担当課の検討に資する情報を適宜提供するなど、関係部局との連携及び本指針の推進に努めるものとする。

また、施設管理担当課においても、LED等照明の最新動向等を注視し、適宜導入を検討するなど、導入に向けた情報収集に努めるものとする。

6 指針の見直し

本指針は、社会情勢の変化、照明技術の革新等にあわせて柔軟に見直しを図るものとする。